

同 窓 会 規 約

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この会を広島国際学院専門学校同窓会(以下本会)と称する。

(所在地)

第2条 同窓会の主たる事務所を広島市安芸区上瀬野町517-1の広島国際学院専門学校内に置く。必要に応じて支部を設けることができる。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、母校との連携を密にして、地域社会の発展に寄与する。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| (1) 会員相互の集会および懇親会 | (2) 会員のための情報誌発刊 |
| (3) 母校との懇談および援助事項 | (4) 在学生との交流事業 |
| (5) 学友会及び在学生への助成等の事項 | |
| (6) その目的達成に必要と認めた公共的事業事項 | |

第 3 章 会員および組織

(会員)

第5条 本会の構成会員を次に示す。

- (1) 本学の卒業生

(組織)

第6条 本会に次の機関を置き、その業務を行う。(別表-1)

- | | | |
|--------|---------|-----------|
| (1) 総会 | (2) 評議会 | (3) 運営委員会 |
|--------|---------|-----------|

第 4 章 総 会 評議会

(総会)

第7条 総会は本会の最高議決機関である。その開催方法を次に示す。

- (1) 総会の開催は原則として5年毎とする。ただし評議会において必要と認めた場合、臨時総会を開くことができる。
- (2) 主な審議事項は
 - ◎本会の予算および決算に関する事項
 - ◎本会の運営に関する重要事項
- (3) 総会の議長は出席会員の互選により選出する。
- (4) 総会は出席会員数によって成立する。ただし、委任状をこれに含める。(委任者数も含む)
- (5) 総会の議事は出席会員の多数決で可決する。可否同数の時は議長が決定する。

(評議会)

第8条 評議会は本会の総会に次ぐ第2の議決機関であり、開催方法及び主な審議事項は次の通りとする。

- (1) 会長が召集し、原則として1回/1年程度開催する。その構成員は会長、副会長、運営委員長、事務局長、経理部長、広報部長、会員部長、書記および評議員とする。
- (2) この会の議長は会長が担当し、議案の議決については前条の(5)を適用するが、委任状は適用しない。
- (3) 主な審議事項は第4条に示す事項に関する計画案の企画、検討を行う。

第5章 運営委員会

(運営委員会)

第9条 運営委員会は本会の事業の最高の執行機関である。総会及び評議会で承認された事項についてその主旨に従って執行し、責任を負う。このために委員会の下部に第10条に示す事務局、書記および各部を設ける。

- (1) 会長が運営委員長を委嘱する。
- (2) 運営委員会は全役員で構成する。
- (3) 運営委員会の召集は委員長が行う。

第6章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。また会員の互選により選出する。(別表-2)

会長 1名	副会長 2名	運営委員長 1名	事務局長 1名
経理部長 1名	広報部長 1名	会員部長 1名	書記 2名
会計監査 2名	部員 10名	評議員 10名	

以上の役員任期は5年とする。但し、留任及び再任は防げない。

幹事(各年度幹事)は運営委員長が年度毎2名を卒業生の中より選出する。

(会長)

第11条 会長は本会を代表し、総会に対して、全責任を負う。またその主務は対外的な事項を行う。

(副会長)

第12条 副会長は会長を補佐し、その主務は会長代行として本会の内部を統括する。

(運営委員長)

第13条 運営委員長は会長、副会長と協議し事務局長を選び、各部長及びその他の役員名簿を提示する。また具体的な業務の遂行については事務局長と協議し行い、会長及び副会長に報告する。

(事務局長)

第14条 事務局長は各部長に具体的な業務を指示すると共に各部の間の調整を行う。

(経理部長)

第15条 本会の会計事務を部員と共に処理する。少なくとも年度末には評議会にその報告をする。

(広報部長)

第16条 本会の主に会員への広報事務を部員と共に処理する。少なくとも年度末には評議会にその報告をする。

(会員部長)

第17条 本会の主に会員名簿の作成および住所変更事務を部員と共に処理する。少なくとも年度末には評議会にその報告をする。

(書記)

第18条 本会の主な会議の書記事務を担当し、必要に応じて会長に報告をする。

(会計監査)

第19条 本会の会計監査を担当し、年度末には評議会にその報告をする。

(評議員)

第20条 評議員は評議会の業務を責任もって担当する。

第7章 会 計

第21条 会費は卒業時の入会時に、永年会費10,000円を納入する。

第22条 本会の経費は次の収入により賄う。

(1)会費 (2)事業収入金 (3)寄付金 (4)その他

第23条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

付 則

1. 経費の支出には支出何書により執行する。
2. 学園の評議員には、本会の代表として会長があたるものとするが、他の役員に委任することができる。評議員は少なくとも年度末には、本会の評議会に文書にて報告する。
3. 本会の評議会が必要と認めたときには、名誉会長を設けることができる。
4. 本規約は、平成3年9月22日に一部改正。
5. 本規約は、平成16年10月31日に一部改正。
6. 本規約は、平成26年11月1日に一部改正。
7. 本規約は、令和3(2021)年4月1日に一部改正。